

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品については、「マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について」（平成 24 年 2 月 6 日付け、23 食産第 3145 号農林水産省食料産業局総務課長他 1 名連名）により、全都道府県・食品を対象として日付証明及び産地証明を求めること、ただし、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県
の 7 県で収穫・加工された食品については、マレーシア側で全ロット検査の対象となる
こととお知らせしたところです。

マレーシア保健省は、2 月 15 日以降、神奈川県と埼玉県を上記 7 県から解除することを
決定いたしました。

そのため、マレーシア側で全ロット検査対象となるのは、福島県、群馬県、茨城県、栃
木県、宮城県の 5 県となります。

【2 月 15 日以降の措置】

次の区分ごとに日本の政府機関が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	<u>5</u> 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城）で収 穫・加工した食品	収穫・加工した場所が <u>5</u> 県 内であること
3	<u>5</u> 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が <u>5</u> 県 以外であること

※2 については、マレーシア側で全ロット検査対象となる

【これまでの措置】

次の区分ごとに日本の政府機関が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	<u>7</u> 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、 <u>神奈 川、埼玉</u> ）で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が <u>7</u> 県 内であること
3	<u>7</u> 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が <u>7</u> 県 以外であること